

## 1. 利用上の注意

- (1) この結果は、総務省統計局から公表された「平成23年社会生活基本調査」の調査結果から千葉県分を抽出し、本県で整理したものです。
- (2) 統計表の数字は、表章単位未満の位で四捨五入してあること、また、「総数」に「分類不能」、「不詳」の数を含むことから、「総数」と内訳を合計した数値とは必ずしも一致しません。

## 2. 用語・分類の説明

### (1) 生活行動

過去1年間（平成22年10月20日～23年10月19日）に行った行動のうち、『学習・自己啓発・訓練』『スポーツ』『趣味・娯楽』『ボランティア活動』『旅行・行楽』について、活動状況を調査したものです。

- ①行動者数・・・10歳以上人口のうち、過去1年間に該当する種類の行動を行った人の数。
- ②行動者率・・・10歳以上人口に占める行動者数の割合（％）。
- ③平均行動日数・・・行動者における過去1年間の行動日数の平均。

### (2) 生活時間

1日の行動を20種類に分類し、時間帯（15分単位）別の行動状況を調査したもので、20種類の行動は、『1次活動』『2次活動』『3次活動』に分類されている。

- ①1次活動・・・睡眠、食事など、生理的に必要な活動。  
【活動の内容】『睡眠』『身の回りの用事』『食事』
- ②2次活動・・・仕事、家事など、社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動。  
【活動の内容】『通勤・通学』『仕事』『学業』  
『家事』『介護・看護』『育児』『買い物』
- ③3次活動・・・1次、2次活動以外で、各人が自由に使える時間における活動。  
【活動の内容】『移動（通勤・通学を除く）』『テレビ・ラジオ・新聞・雑誌』  
『休養・くつろぎ』『学習・自己啓発・訓練（学業以外）』  
『趣味・娯楽』『スポーツ』『ボランティア活動・社会参加活動』  
『交際・付き合い』『受診・療養』『その他』

- ④家事関連・・・2次活動のうちの『家事』『介護・看護』『育児』『買い物』を合計したもの。
- ⑤休養等自由時間活動・・・3次活動のうちの『テレビ・ラジオ・新聞・雑誌』『休養・くつろぎ』を合計したもの。
- ⑥積極的自由時間活動・・・3次活動のうちの『学習・自己啓発・訓練（「学業」以外）』『趣味・娯楽』『スポーツ』『ボランティア活動・社会参加活動』を合計したもの。

(3) 有業者

就業状態の分類において、15歳以上の人で、ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を続けている人。

なお、以下の場合には有業者で整理されている。

- 無給だが自家営業の手伝い（家族従業者）としてふだん継続して仕事をしている場合。
- 育児休業や介護休業などで仕事を一時的に休んでいる場合。
- 仕事があつたりなかったりする人や、忙しい時だけ家業を手伝う人など、「ふだんの状態」がはっきり決められない場合は、おおむね1年間に30日以上仕事をしている場合。

※就業状態での分類（15歳以上の人）

|            |   |   |
|------------|---|---|
| <u>有業者</u> | { | 主に仕事をしている<br>家事などのかたわらに仕事をしている<br>通学のかたわらに仕事をしている |
| <u>無業者</u> | { | 家事をしている<br>通学している<br>その他                          |

(4) 平均時刻

連続する2日間の時間帯別の行動の状況から、『起床』『朝食開始』『夕食開始』『就寝』『出勤』『仕事からの帰宅』の各行動者の平均時刻を求めたもの。